

第 29 回建築防火基準委員会・防耐火規制の更なる合理化検討 WG（第 10 回）合同会議
議事要旨

日時：令和 5 年 11 月 10 日（金）13:00～15:00
（一財）日本建築防災協会 3 階会議室（WEB 併用）

1 開会

2 議事

1) 防火関係規定改正に関する今後のスケジュールについて<報告>
（説明のみで特に質疑等はなし）

2) 建築基準法施行令・施行規則の改正と概要<報告>
（説明のみで特に質疑等はなし）

3) 周辺危害防止構造の基準について<審議>

3-1) 周辺危害防止構造の仕様規定について

- ・共同住宅における界壁と同様の措置を周辺危害防止構造の告示仕様にも求めるということか。
⇒防火区画の上部を屋根裏まで達せしめることを追加要件として考えている。
- ・45 分準耐火構造の屋根の性能は、天井面で確保されるという理解か。
⇒屋根ふき材と天井のセットで屋根の要求性能を満たすものとしている。

3-2) 周辺危害防止構造の認定基準について

- ・周辺危害防止構造の大臣認定はエキスパートジャッジができる余地も残した方がよい。
- ・出火区画から直上階・隣接区画への延焼時間は揺らぎがなく計算して決められるのか。
⇒火災継続時間と防火区画の部材の要求性能との比較により、一意に定まってくる。
- ・消防活動支援で想定している「消防活動」は具体的にどのような活動時を想定しているのか。
消防活動支援のための自然排煙口はどのように起動するものであり、機能しない場合もあるのか。
⇒盛期火災時に隣接区画から、又は隣接区画に注水し、火災区画外への延焼防止を図る活動を想定している。自然排煙口は手動で開放となり、手動により機能しない場合もガラスの開口部では盛期火災になると割れることで煙が排出されることになるが、必要な制限は検討する。
- ・防火区画の要求耐火時間の 45 分を経過した場合、周辺危害防止構造の建築物全体はどのような挙動を示すことが想定されるのか。
⇒構造部位は損傷を受けるが、建築物全体で見れば崩壊は部分的に抑えられる。
- ・周辺高火熱面積の検証においては、開口部からの噴出火炎による放射面の拡大は考慮しているのか。

⇒絶対的な物理量としては考慮していない。今回の告示仕様や大臣認定ルートにおける基準は、

告示仕様とする45分準耐火構造や現行基準の裸木造(1,000㎡毎防火壁)について噴出火炎を考慮しない同様なシミュレーションを実施し、その結果の相対評価に基づいて定めている。この時、比較対象とする裸木造の方が噴出火炎による放射面拡大の影響が同等以上に大きいと想定され、噴出火炎を考慮するよりも安全側の検証となるため、噴出火炎を考慮しなくても問題はないと考えている。

- ・開口部からの噴出火炎による放射面の拡大の影響については、これまでの知見等に基づきさらなる技術的な検証を示すべき。
- ・強化防火区画や強化堅穴区画、強化防火壁はそれぞれ何に対してどのように強化しているのか整理を行うこと。火災時倒壊防止構造を避難時倒壊防止構造の適合構造として追加する政令改正については理屈をもう少し分かりやすく説明した方がよい。今回の改正を機に、きちんと遮熱性能が機能する防火戸の開発を進めた方がよい。

4) 消防部局指摘・調整事項について<報告・審議>

4-1) 準耐火(燃えしろ設計)の確認申請時の確認について(省令改正)<報告> (説明のみで特に質疑等はなし)

4-2) 消防設備(SP・警報設備等)の設置合理化について(告示改正)<審議>

- ・消防法の規定によるものではなく、建築基準法の防火区画の緩和条件により設置されたスプリンクラー設備等の定期点検はどのように行っていたのか、実態を調べて整理した方がよい。

4-3) 消防関係設備の点検項目の明確化について(告示改正)<報告> (説明のみで特に質疑等はなし)

5) 法第61条・延焼防止建築物告示における空地基準について(告示改正)<審議>

- ・延焼防止建築物の告示基準における開口部面積算定に関し、延焼のおそれがある部分の考え方を参考に合理化規定を追加とのことだが、考え方をそのまま用いるのではないか。

⇒外壁面と隣地境界面との角度に応じて緩和をするという考え方を参考に、今回は算定上の開口部面積の低減を検討している。

- ・空地基準の緩和において、延焼遮断帯となるような都市計画道路に面する場合と一般の道路に面する場合とで取り扱いを変えるのか。

⇒道路に延焼遮断帯としての機能が求められている場合との関係については、引き続き検討する。

6) 一階段建築物に対する取り組みのフォローアップ<報告>

6-1) 退避区画の基準について(告示) (説明のみで特に質疑等はなし)

6-2) 火災安全対策事業の報告 (説明のみで特に質疑等はなし)

7) 長時間防火設備の告示仕様追加について<報告>

- ・防火設備に該当する仕様が増えるとどこまでが定期点検の対象となるのか等が分かりづらくなる。

⇒何らかの形で整理したい。

3 閉会

以 上